

鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成11年3月26日鹿野町条例第2号）

最終改正：平成25年6月13日条例第18号

改正内容：平成25年6月13日条例第18号 [平成26年1月1日]

○鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例

平成11年3月26日鹿野町条例第2号

改正

平成22年12月28日条例第31号

平成25年6月13日条例第18号

鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、この条例に定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第224条の規定に基づく分担金を徴収するものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内（以下「区域」という。）に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主、又は賃借人をいう。

(排水区域の告示)

第3条 管理者は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(分担金の額)

第4条 受益者が負担する分担金の額は、別表に定める1平方メートル当たりの単位分担金に第5条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内の土地の面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定)

第5条 管理者は、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めこれを公告しなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により受益者分担金の額を決めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし受益者が一括納付の申し出をしたときは、この限りでない。

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は次の各号の一に該当する場合においては、分担金の徴収猶予をすることができる。

(1) 土地等の状況等により徴収を猶予することが適当と認められるとき、又は、徴収を猶予することが徴収上有利であると認めるとき。

(2) 受益者が災害、盜難その他事故が生じたことにより、当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(分担金の減免)

第8条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者においては、分担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 公の生活扶助を受けている受益者

(3) 前各号に掲げる受益者のほか、特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、あらたに受益者となった者は従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届け出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促手数料)

第10条 管理者は、地方自治法第231条の3第2項の規定による督促状を発した場合においては、当該督促状一通について100円の督促手数料を徴収するものとする。

(延滞金)

第11条 管理者は、第6条第3項に定める納付期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

（督促手数料及び延滞金の減免）

第12条 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは督促手数料及び延滞金を減免することができる。

（委任）

第13条 この条例について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日より施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第31号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月13日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

別表

1 平方メートル当たりの単位分担金	230円
-------------------	------